

## 団体所得補償保険のしくみ

万一、病気やケガで働けなくなった場合に、所得を補償します。

所得とは、勤労によって得られる所得をいいます。  
(利息収入等は含まれません。)

業務中・業務外、国内・国外の病気・ケガを問わず補償します。

世界中で24時間補償、幅広い補償で安心です。天災(地震、噴火またはこれらによる津波)によって被ったケガによる就業不能の場合もOKです。

入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も補償します。

入院・医師の指示に基づく自宅療養など、業務にまったく従事できない期間の所得を補償します。

医師の診査は不要！ 告知書にてご加入でき手続きは簡単です。

告知書の提出が必要です。告知内容・過去の傷病歴等により、ご加入をお断りする場合があります。

1年間無事故の場合、保険料の20%を無事故戻し返金としてお返しします。

保険期間途中で脱退(解約)された場合には、「無事故戻し返金」はお返しできません。

団体割引20%を適用していますので、個人で加入されるよりも割安です。

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 **有限会社ミック三重** 〒514-0003 津市桜橋2-191-4  
TEL.059-246-0010/FAX.059-246-0011 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 三重支店法人支社** 〒514-0004 津市栄町3-115  
TEL.050-3788-6378/FAX.059-226-5165 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)  
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808 (通話料有料)  
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。  
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

### 資料請求

<input type="checkbox"/> 有限会社ミック三重 行	住所	
<input type="checkbox"/> FAX 059-246-0011	医療機関名	
<input type="checkbox"/> : 詳細資料を請求します。	氏名	TEL
<input type="checkbox"/> : 個別に説明を求めます。		

該当のにレのマークを入れてください。

個人情報の取り扱いについて  
有限会社ミック三重は、このチラシにご記載の個人情報をもとに、詳細資料の送付または所得補償保険のご説明をさせていただきます。なお、適切で分かりやすいご説明のために同個人情報を有限会社ミック三重が損害保険代理店委託契約を締結している損害保険ジャパン株式会社に提供することにご同意のうえ、ご記入をお願い申し上げます。

三重県医師会会員の皆さまへ

# 団体所得補償保険 のご案内



## 団体所得補償保険の特長

病気やケガで働けなくなった場合の所得を補償します!

業務中・業務外、国内・国外を問わず補償します!

入院中のみでなく医師の指示による自宅療養中も補償します!

1年間無事故の場合、保険料の20%を無事故戻し返金としてお返しします!

満79歳まで新規加入いただけます。

団体割引を適用していますので、個人で加入されるよりも保険料が割安です!

## この保険のあらまし 契約概要のご案内

- 保険契約者 公益社団法人 三重県医師会
- 保険期間 令和7年11月1日午後4時から令和8年11月1日午後4時
- 加入受付期間 例年10月に一斉募集を行います(以後、中途加入受付)。
- 引受条件
  - 加入対象者 三重県医師会会員の先生
  - 被保険者 三重県医師会会員の先生および配偶者またはその従業員がご加入いただけます。
  - 保険料のお支払い ご指定の口座から毎月引き落としとなります。
  - 中途加入 保険期間の中途でのご加入は、随時受付を行っています。中途加入の場合の保険期間は、原則として加入依頼書を受け付けた翌日から令和8年11月1日午後4時までとなります。

団体割引  
20%

このチラシは概要を説明したものです。保険の詳細内容は、取扱代理店の有限会社ミック三重までお問い合わせください。詳細資料(パンフレット)もご用意しています。有限会社ミック三重のホームページ(https://mic-mie.co.jp)でも詳しい内容をご覧いただけます。

有限会社ミック三重 TEL:059-246-0010 FAX:059-246-0011  
〒514-0003 津市桜橋2-191-4 三重県医師会館2F URL https://mic-mie.co.jp

## 補償内容

### ケガや病気による就業不能で休診したとき

〔 支払対象外期間4日の場合：継続した就業不能が4日を超えた場合  
支払対象外期間7日の場合：継続した就業不能が7日を超えた場合 〕

支払対象外期間を超える就業不能期間につき所得補償保険金をお支払いします。

## 基本補償 1口あたりの保険料表（月払）

### 対象期間 1年プラン

※保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。  
※ご契約更新時は、更新後の保険始期時点での満年齢による保険料となります。  
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。  
※本保険料は介護医療保険料控除の対象になります。（令和7年6月現在）

支払対象外期間 カッコ内は入院による 就業不能時	4日(0日) 入院のみ支払対象外 期間0日タイプ	4日(4日)	7日(0日) 入院のみ支払対象外 期間0日タイプ	7日(7日)
(満年齢) 25~29歳	1,270円	1,020円	1,130円	890円
30~34歳	1,480円	1,270円	1,350円	1,100円
35~39歳	1,780円	1,560円	1,650円	1,370円
40~44歳	2,150円	1,940円	2,060円	1,710円
45~49歳	2,550円	2,270円	2,480円	2,040円
50~54歳	2,950円	2,610円	2,840円	2,360円
55~59歳	3,130円	2,750円	3,000円	2,500円
60~64歳	3,240円	2,820円	3,100円	2,630円
65~69歳	3,240円	2,820円	3,100円	2,630円
70~74歳	4,960円	4,310円	4,760円	3,980円
75~79歳	6,730円	5,860円	6,460円	5,370円

## 1口あたりの保険金……月額10万円 所得補償保険金

※最高30口まで加入可 ただし満70歳以上の方は20口まで、満75歳以上の方は5口までです。

### 対象期間 2年プラン

※保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。  
※ご契約更新時は、更新後の保険始期時点での満年齢による保険料となります。  
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。  
※本保険料は介護医療保険料控除の対象になります。（令和7年6月現在）

支払対象外期間 カッコ内は入院による 就業不能時	4日(0日) 入院のみ支払対象外 期間0日タイプ	4日(4日)	7日(0日) 入院のみ支払対象外 期間0日タイプ	7日(7日)
(満年齢) 25~29歳	1,530円	1,250円	1,360円	1,080円
30~34歳	1,830円	1,560円	1,650円	1,360円
35~39歳	2,250円	2,000円	2,130円	1,780円
40~44歳	2,810円	2,550円	2,760円	2,300円
45~49歳	3,460円	3,080円	3,370円	2,770円
50~54歳	4,020円	3,560円	3,930円	3,280円
55~59歳	4,310円	3,780円	4,180円	3,520円
60~63歳	4,530円	3,940円	4,370円	3,730円

## 保険金お支払例

### 加入内容

- 基本……基本補償支払対象外期間7日タイプ 20口（月額200万円）
- オプション…代診費用特約（支払対象外期間30日）／月額50万円 入院初期費用・葬祭費用補償特約

- A先生は10月1日から6か月間病気で入院し、
- 11月1日から代診医師を月給40万円で雇い入れました。

**基本補償** 保険金支払期間：5か月と23日（支払対象外期間7日）（入院初期費用）  
支払保険金 200万円 × (5か月+23日/30日) + 5万円 = 約1,158万円

**代診費用特約** 保険金支払期間：5か月（支払対象外期間30日）（求人広告費）  
支払保険金 40万円 × 5か月 + 10万円 = 210万円

※お支払いする保険金は、「保険金額×対象期間内における就業不能月数」を限度とします。

**受取保険金合計** 約1,158万円 + 210万円 = 約1,368万円

## オプションのご案内

### 代診費用特約 事業主費用補償特約

#### 代診費用

就業不能となり、診療継続のため、代診医師を雇い入れるために要した費用（代診医師の給与、交通費、求人広告費）をお支払いします。  
支払保険金は、「50万円×対象期間内における就業不能期間※の月数」を限度として、負担された実費をお支払いします。（ただし支払対象期間は30日）

※就業不能期間＝就業ができない期間－支払対象外期間（30日）

### 事業主費用補償特約 事業主費用追加補償特約 について

#### 代診費用+事業支出（固定費）

代診医師費用に加え、就業不能中の従業員等への給与や手当、地代家賃や医療機器のレンタル料等の費用をお支払いします。（ただし支払対象期間は30日）

※就業不能期間＝就業ができない期間－支払対象外期間（30日）

### 入院初期費用・葬祭費用補償特約について

#### 入院初期費用

ケガや病気で入院したとき、その入院が支払対象外期間を超えて継続した場合、保険金（5万円）をお支払いします。

#### 葬祭費用

ケガや病気で死亡したとき、葬祭費用として保険金（実費・100万円限度）をお支払いします。

※上記オプションの詳細および保険料については、別途案内パンフレットをご覧ください。有明社ミツ三重のホームページでご確認ください。